京情審答申第77号平成24年2月23日

京都府知事 山田啓二様

京都府情報公開審査会会長山本克己

公文書非公開決定(不存在等)に係る異議申立てに対する決定について(答申)

平成23年10月19日付け3建築第971号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開(不存在)とした判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年2月24日、異議申立人は、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。)第4条の規定により、京都府知事(以下「実施機関」という。)に対し、「市街化調整区域、農振農用地内における開発行為の自己農産物販売施設(農業者が設置に限る。)についての府の考え方、方針、運用について具体的に分かる文書」(以下「本件公文書」という。)を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成23年3月10日、実施機関は、本件公文書を保有していないため、 本件公開請求に対して公文書非公開決定(不存在等)(以下「本件処 分」という。)を行い、同日、公文書非公開決定通知書(不存在等) を異議申立人に送付した。
- 3 平成23年4月25日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対 して異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。
- 4 平成23年5月16日、実施機関は、提出された異議申立書について、 行政不服審査法第48条において準用する同法第15条第1項に規定する 記載事項に不備があったため、異議申立人に対して異議申立書補正命 令書を送付した。
- 5 平成23年5月30日、異議申立人から補正された異議申立書が提出されたが、なお行政不服審査法第48条において準用する同法第15条第1項に規定する記載事項に不備があったため、実施機関は、平成23年6月22日、異議申立人に対して再度異議申立書補正命令書を送付し、平成23年6月30日、補正がなされた。
- 6 平成23年10月19日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会(以下「審査会」という。)に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

府から交付済みの資料には、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号。以下「施行規則」という。)に定める農業用施設の取扱いについての記載がないが、判断の根拠となる資料が存在しなければ回答文書(平成23年2月22日付け3山土建第142号をいう。以下同じ。)を出すことができないはずであり、おかしい。

府から交付済みの資料(京都府の開発行為等の許可に係る審査基準) しか存在しないならば、担当者の異動によって判断が変わるおそれがあ り、適切な開発許可制度の運用が担保されているとは言い難い。

府は、縦割りの組織運営に陥ることなく、農業者の立場に立って判断 されるよう求める。

仮に、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号。以下「施行令」という。)及び施行規則が示している取扱いに関する都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)上の取扱いについて記載した資料が存在しなければ、山城南土木事務所長はどのような考えで回答文書を示したのか。

また、回答文書には、公文書で精華町農業委員会が示した判断を全否 定する内容にもなっているので、取扱いに関する規定が存在しないので あればこのような回答はできないと考える。

農振法と都計法の考え方については別個の法律である点については理解するが、多くの例外規定が設けられているのは何故か。例外規定の取扱方法、考え方一つで京都府民農業者にとってより良い生活が営めるのではないか。法令の範囲内で柔軟に運用されるべきである。

そもそも、公文書公開請求で示された文書で運用することができるのは、市街化調整区域内農振農用地区域外(白地)の開発付議基準となっており農業振興地域内農用地区域内(青地)の基準として示したことにはならない。

農業振興地域内農用地区域内(青地)で運用する場合、農振法と農地法(昭和27年法律第229号)の関係を整理し、関係部局との協議が必要である。現行のままでは運用できないはずである。

農業振興地域内農用地区域内(青地)で自己利用中心の販売施設が設置でき、農業振興地域内農用地区域外(白地)では設置できないという問題が生じるため、平成16年5月17日に許可基準が設けられたのではないかと推測する。

したがって、農振法で定める、農業用施設用地・農業用施設に該当す

る施設の都計法上の取扱いを記載した文書を作成する必要はない、としているが、担当部局は本当にそのように考えているのであれば法運用はできない。

関係部局が府民の立場に立っていかに法の運用をすべきか考え、より 良い法運用があってしかるべきである。

個々の部局の立場のみを考え、その都度個々の考えで法運用をされた のでは府民は、たまったものではない。

今回の主張は独自の考えに基づくものではなく、あくまで一般常識を述べたまでである。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人が異議申立書に「異議申立ての趣旨及び理由」として記載した内容は、実施機関から異議申立人に交付された文書には農振法が規定する「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設」で施行規則第1条第3号ロに該当する施設の都計法上の取扱いについては記載がない。一方、平成23年2月9日に異議申立人が山城南土木事務所長に「農産物直売所」の設置等の取扱いについて文書で照会したところ、同月22日付けで同所長から農産物直売所の設置には都計法上の許可が必要である旨の文書回答がされた。

農振法が規定する「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設」で施行規則第1条第3号口に該当する施設の都計法上の取扱いについて記載した資料が存在しなければ、山城南土木事務所長は農産物直売所の設置に都計法上の許可が必要であると明確に回答できないはずであり、同所長が明確な回答をしているということは異議申立人が公開を求めた公文書が存在する、と主張したものと理解される。

異議申立人は、農振法第3条第4号が定める「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設で農林水産省令で定めるもの」に該当する施設は都計法上その許可を受ける必要がないという異議申立人独自の考え方に立って異議申立てを行ったものと理解されるが、農振法と都計法は、それぞれの目的をもって制定された別個独立の法律であり、ある施設が農振法が定める「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設で農林水産省令で定めるもの」に該当するからといって、都計法上の許可が不要となるものではない。

したがって、農振法が定める「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設で農林水産省令で定めるもの」に該当する施設に対し都計法上の取扱いを記載した文書を作成する必要はなく、そのような文書は作成していない。異議申立人が、公開を求める「市街化調整区域、農振農用地内における開発行為の自己農産物販売施設(農業者が設置に限る。)

についての府の考え方、方針、運用について具体的に分かる文書」は、 都計法上の許可制度について実施機関が解説した「都計法開発許可申請 の実務」に記載している内容以外には存在しない。

異議申立人の主張は、異議申立人独自の考えに基づくもので、主張の 前提自体が誤っている。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。当審査会は、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 本件公文書について

当審査会が、審査の前提として、異議申立人に公開を求めるものが何であるかの確認を行ったところ、「農産物の販売施設の都計法上の許認可に関して府が保有している全ての公文書を求めている。」とのことであった。

そこで、この求めを前提に以下判断する。

3 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、農振法、施行令及び施行規則が示している取扱いに 関する都計法上の取扱いについて記載した公文書が存在しなければ、 精華町農業委員会が示した判断を全否定する内容になっている回答文 書のような回答はできないので、根拠を示す公文書があるはずである と主張する。

しかし、農振法と都計法は、それぞれ固有の目的をもって制定された別個独立の法律であり、農振法で定める「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設で農林水産省令に定めるもの」に該当することにより、都計法上の許可が不要となるような例外的な規定はなく、そのような取扱いもなされていない。したがって、異議申立人が存在するはずであると主張する、農振法で定める「農業用施設用地・農業用施設」に該当する施設に関する都計法上の取扱いを記載した公文書を

作成する必要があるとは認められず、また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

よって、これらの公文書については、不存在であると考えることが 相当である。

4 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年10月19日	諮問書の受理
平成23年11月15日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年12月 6日	異議申立人の意見書の受理
平成23年12月 9日	第1回審査会
平成23年12月26日	第2回審査会
平成24年 2月23日	答申